

令和4年9月高浜市議会定例会会議録（第1号）

令和4年9月高浜市議会定例会は、令和4年8月31日  
午前10時高浜市議場に招集された。

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定  
(諸報告)
- 日程第3 同意第4号 公平委員会委員の選任について
- 日程第4 同意第5号 教育委員会委員の任命について
- 日程第5 議案第42号 高浜市児童遊園等の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
議案第43号 市道路線の認定について  
議案第44号 令和3年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について  
議案第45号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第46号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第6回）  
議案第47号 令和4年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）  
議案第48号 令和4年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）  
議案第49号 令和4年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）  
議案第50号 令和4年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）  
議案第51号 令和4年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
- 日程第7 認定第1号 令和3年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について  
認定第2号 令和3年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第3号 令和3年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第4号 令和3年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第5号 令和3年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第6号 令和3年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第7号 令和3年度高浜市水道事業会計決算認定について  
認定第8号 令和3年度高浜市下水道事業会計決算認定について
- 日程第8 報告第7号 令和3年度健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について
- 本日の会議に付した案件  
議事日程のとおり

出席議員

1番	荒川義孝	2番	神谷直子
3番	杉浦康憲	4番	杉浦浩一
5番	岡田公作	6番	柴田耕一
7番	長谷川広昌	8番	黒川美克
9番	柳沢英希	10番	杉浦辰夫
11番	北川広人	12番	鈴木勝彦
13番	今原ゆかり	14番	小嶋克文
15番	内藤とし子	16番	倉田利奈

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩
副	市長	深谷直弘
教	育長	岡本竜生
企	画部長	木村忠好
秘書	人事グループリーダー	神谷義直
総	務部長	杉浦崇臣
行政	グループリーダー	久世直子
市	民部長	岡島正明
市民	窓口グループリーダー	芝田啓二
税務	グループリーダー	平川亮二
福	祉部長	磯村和志
こ	ども未来部長	磯村順司
都	市政策部長	杉浦義人
土	木グループリーダー	清水洋己
上	下水道グループリーダー	石川良彦
会	計管理者	桑原希代子
学	校経営グループリーダー	内藤克己
監	査委員事務局長	亀井勝彦
代	表監査委員	伴野義雄

職務のため出席した議会事務局職員

議	会事務局長	竹内正夫
---	-------	------

副 主 幹 神 谷 直 子  
主 査 杉 浦 幸 宏

#### 議事の経過

○議長（鈴木勝彦） 皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、公私ともに御多用のところ御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

9月定例会開会に当たりまして、一言、御挨拶申し上げます。

新型コロナウイルス新規感染者が減少傾向にあるとはいえ、B A. 5対策強化宣言が発出されております。また、昨日の報道では、9月30日まで延長する報告がされました。この対策強化宣言の全般的な方針は、3密の回避やマスクの着用などの基本的感染防止対策の徹底をうたっていることから、本定例会においては感染拡大前の6月定例会における対応と同様に、傍聴の自粛のお願いや一般質問の時間短縮や制限は行いませんが、基本的な感染対策であるマスクの着用や手指消毒の徹底などを引き続き行ってまいりますので、皆さんの御理解と御協力をお願いいたします。

また、本定例会は、同意、条例の一部改正、令和4年度補正予算、令和3年度決算認定などの諸案件が提出されております。議員各位におかれましては、市民の要望に応えるべく、厳正かつ公正なる審議を賜りますようお願い申し上げます、開会の御挨拶といたします。

---

#### 午前10時00分開会

○議長（鈴木勝彦） ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和4年9月高浜市議会定例会は成立いたしましたので開会いたします。

ここで、市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、令和4年9月高浜市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中を全員の方に御参集いただきまして、誠にありがとうございました。

日頃より市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼を申し上げます。

本日、提案をさせていただきます案件でございますが、同意2件、議案10件、認定8件を御審議いただきますほか、報告1件を申し上げるものでございます。

詳細につきましては、副市長、教育長及び担当部長より説明をさせていただきますので、慎重に御審議の上、御同意、御可決、御認定、あるいはお聞き取りを賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

---

午前10時3分開議

○議長（鈴木勝彦） これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は日程表のとおり決定いたしましたので、これより本日の日程に入ります。

---

○議長（鈴木勝彦） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、13番、今原ゆかり議員、14番、小嶋克文議員を指名いたします。

---

○議長（鈴木勝彦） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、杉浦辰夫議員。

〔議会運営委員長 杉浦辰夫 登壇〕

○議会運営委員長（杉浦辰夫） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日、招集されました令和4年9月高浜市議会定例会の運営につきましては、去る6月22日及び8月23日に議会運営委員会を委員全員出席の下に開催いたしました。

当局より提示されました案件について検討いたしました結果、会期は本日より9月28日までの29日間と決定いたしました。

会議日程及び議案の取扱いにつきましては、本日は同意第4号及び同意第5号を即決で行い、引き続き議案の上程、説明を受け、報告第7号の報告を受けます。

9月6日及び7日の2日間は一般質問を行い、一般質問終了後、関連質問を行います。

9月9日に議案第42号から議案第45号までの条例等関係議案及び議案第46号から議案第51号までの補正予算議案並びに認定第1号から認定第8号までの決算認定議案について、総括質疑を行います。また、議案第44号及び認定第1号から認定第8号までについては、決算特別委員会を設置し、9月13日から15日までの3日間、審査を行います。

総務建設委員会については、議案第42号、議案第43号並びに議案第46号から議案第49号まで及び議案第51号の7議案を付託、福祉文教委員会については、議案第45号、議案第46号及び議案第50号の3議案と陳情第10号から陳情第13号までを付託し、審査を行うことに決定いたしました。

なお、各委員会の日程につきましては、既に配付してあります日程表のとおりですので、御承知いただきますようお願いいたします。

また、本定例会における新型コロナウイルス感染症対策として、さきにお知らせいたしました9月定例会における新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る議会の対応についてのとおり取り扱うこととしましたので、御報告いたします。

この9月定例会が円滑に進行できますよう格段の御協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

〔議会運営委員長 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月28日までの29日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月28日までの29日間と決定いたしました。

ここで、諸般の事項について御報告いたします。

本日まで陳情書4件が提出され、これを受理いたしました。

陳情につきましては、会議規則第132条及び第136条の規定により、既に配付されております陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託し、委員会において速やかに審査されますようお願いいたします。

次に、7月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書及び定期監査報告書が監査委員より提出され、議会図書室にて保管いたしておりますので、随時御覧をお願いいたします。

報告は以上であります。

○議長（鈴木勝彦） 日程第3 同意第4号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（深谷直弘） 同意第4号 公平委員会委員の選任につきまして、提案理由を申し上げます。

議案参考資料の1ページを御覧いただきますようお願い申し上げます。

本案は、現委員の杉浦龍至氏が本年12月19日で任期満了となりますので、新たに増田乾太郎氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を賜りたく、御提案をさせていただくものでございます。

同氏は弁護士として長年にわたり御活躍をされ、本市におきましても主に情報公開審査会委員としてお力添えをいただいております。人格高潔で客観的な考察力に優れられ、弁護士としてその豊かな御経験と誠実なお人柄は、本市の人事行政に大いに寄与していただけるものと確信をいたしております。

任期は4年となります。何とぞ御同意を賜りますようお願いを申し上げます、提案説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） これより質疑に入ります。

15番、内藤議員。

○15番（内藤とし子） ちょっと質問いたします。

公平委員は、人格は公平で高潔でというような規定があるんですが、高浜市の情報公開審査会委員と行政不服審査会委員と2つ、今、高浜市の仕事を担っていただいているんですが、ほかにも安城市の保育所苦情解決制度第三者委員というのもやってみえます。もともとは弁護士さんということですので、弁護士さんがそんなに、高浜のことといえどもやはり全体を見てなければいかんと思いますので、職務に専念できるのか、多忙で職務を全うできるのかということをお心配されるんですが、その点ではどうなんでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 弁護士ということで、職務多忙で公平委員会としての職務が全うできるのかということですが、その辺については特に問題ないというふうに考えております。

○議長（鈴木勝彦） 15番、内藤議員。

○15番（内藤とし子） もう一つ、情報公開審査委員を平成30年4月からやってみえたということなんですが、この間、情報公開をお願いしたときに黒塗りの資料が出てきたりしているんですが、そういう面ではやはり情報開示をして市民に分かってもらうという姿勢が非常に弱いような気がするんですが、その点ではいかがですか。

○議長（鈴木勝彦） 内藤議員にお願いいたします。

ただいまの発言は議題の範囲を超えた発言ですので、議題の範囲で質疑をお願いいたします。  
ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

16番、倉田利奈議員。

〔16番 倉田利奈 登壇〕

○16番（倉田利奈） 同意第4号 公平委員会委員の選任の同意について、反対の意見を申し上げます。

今回、同意を求められている増田乾太郎氏は、平成30年4月より高浜市情報公開審査会委員及び高浜市行政不服審査会委員を務めています。今回、公平委員会委員に任命された場合、増田氏は高浜市において3つの委員を兼任することとなります。

本来、行政機関や附属機関の委員は、考え方の多様性を担保するために、できるだけ多くの方が務めるべきであると私は考えます。よって、増田氏の選任は好ましくないため、選任の同意には反対いたします。

〔16番 倉田利奈 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） ほかに討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第4号 公平委員会委員の選任について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、同意第4号は原案に同意することに決定いたしました。

---

○議長（鈴木勝彦） 日程第4 同意第5号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育長。

○教育長（岡本竜生） それでは、同意第5号 教育委員会委員の任命について、提案理由を説

明申し上げます。

なお、別添えの参考資料1ページも併せて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、現委員の加藤洋子氏が来る9月30日で任期満了となりますので、引き続き同氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

同氏は人格が高潔で、教育文化に関し識見も高く、その温厚誠実なお人柄、地域の皆様の信望も厚く、また、平成30年10月から教育委員として、教育委員会の運営に御尽力いただいております。

また、現在も中学生のお子さんを育てておられ、教育に対する関心も高く、今日の学校教育に対する様々な問題に対し、引き続き保護者としての立場からも貴重な御意見、御提言がいただけるものと考えております。

以上のとおり、本市教育委員として誠にふさわしい方と確信しておりますので、何とぞ本案に御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第5号 教育委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、同意第5号は原案に同意することに決定いたしました。

---

○議長（鈴木勝彦） 日程第5 議案第42号から議案第45号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

都市政策部長。



○都市政策部長（杉浦義人） それでは、議案第42号から第44号までの3議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

初めに、議案第42号 高浜市児童遊園等の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料の1、2ページを御覧ください。

本案は、本郷子ども広場の廃止を提案いたすもので、高浜市児童遊園等の設置及び管理に関する条例に定める第3条の児童遊園等の名称、位置を示す別表より、名称「本郷子ども広場」、位置「高浜市本郷町三丁目5番地4」について削除をいたすものでございます。

廃止の理由は、この施設の用地は借地をしており、地主の方からの返還申出によるものでございます。

この施設は平成7年4月の設置後、27年が経過しておりますことから、一定の役割を終えたものと判断いたしております。

なお、附則において、この条例は令和5年1月1日から施行することといたしております。

議案第42号の説明は以上となります。

次に、議案第43号 市道路線の認定について御説明申し上げます。

議案参考資料の2ページ、また、添付されております図面も併せて御覧ください。

本案は、新たに1路線を市道路線として認定をお願いするものでございます。

新たな路線は、都市計画法第29条に基づく開発行為により築造された道路が本市に帰属されたものであります。

なお、今回の認定路線の概要は、延長102.9メートル、幅員は最小5メートルから最大10メートルとなります。

令和4年3月末の認定路線は781路線、認定総延長は20万5,144メートルで、今回の路線を加算いたしますと、認定路線数は782路線、認定総延長は20万5,246.9メートルとなります。

議案第43号の説明は以上となります。

次に、議案第44号 令和3年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明申し上げます。

未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

令和3年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金は2億2,948万2,992円で、そのうち減債積立金に7,269万7,191円、建設改良積立金に7,000万円を積立てさせていただくとともに、8,678万5,801円を資本金への組入れをさせていただくものでございます。

議案第44号の説明は以上でございます。

3議案とも原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（木村忠好） それでは、議案第45号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

なお、説明につきましては、高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての資料に基づき説明をさせていただきますので、御覧いただきますようお願いいたします。

最初に、改正の理由でございますが、令和3年8月10日に人事院が行った国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の中で、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等との仕事の両立支援のために講じる措置が明らかにされました。これを受け、国家公務員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正され、令和4年6月17日に人事院規則が一部改正されました。この法改正を踏まえ、これに即した必要な改正を行うものでございます。

まず、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正概要について御説明申し上げます。

今回の法改正は、育児休業の取得回数制限の緩和が主となっており、育児休業について現行の1回から原則2回、加えて出生後57日以内においても現行の1回から2回まで、最大で4回まで取得可能とするものでございます。

非常勤職員につきましては、同法第2条第1項の規定により、別に条例で定める必要がありますことから、今回必要な改正を行うものでございます。

次に、条例改正の概要でございますが、大きく3点ございます。

1点目は、非常勤職員の育児休業の取得について、子の出生の日から57日以内に育児休業を取得しようとする場合における任期の要件を緩和するものでございます。

具体的には、現行では子が1歳6か月に到達する日までに任期が満了すること及び任命権者を同じくする職に引き続き採用がされないことが明らかでない場合となっておりますが、改正後は人事院規則に基づき、子の出生の日から57日間の期間の末日から6か月到達日に緩和するものでございます。条例第2条及び条例第3条の2関係の改正となります。

改正の2点目は、非常勤職員の育児休業の期間について、原則は1歳到達日ではありますが、子が1歳6か月到達日まで及び子が1歳6か月から2歳到達日までとすることができる場合の育児休業の取得要件を緩和するものでございます。前者は条例第2条の3、後者は条例第2条の4関係の改正となります。

地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項中では、「非常勤職員にあつては当該子の養育の事情に応じ、一歳に達する日から一歳六か月に達する日までの間で条例で定める日（当該子の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは、二歳に達する日）まで育児休業をすることができる」となっておりますことから、人事院規則に基づき、取得要件を柔軟化するものでございます。

柔軟化の1つ目として、夫婦交代での取得が可能となります。

2つ目として、保育所に入所できない場合など、子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合について、当該子以外の子の育児休業、産前産後休暇を承認したことにより、当該子の育児休業が効力を失った後に当該子以外の子が死亡した場合や養子縁組等で別居することとなった場合、育児休業の承認が休職または停職の処分を受けたことにより、効力を失った後に当該休職または停職が終了した場合、職員の負傷等により、当該育児休業に係る子を職員が養育できない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより効力を失った後、当該子を養育することができる状態に回復した場合、これらの場合が延長する際の要件として認められることとなります。

今、申しあげました内容のイメージでは、非常勤職員については、1歳到達日以降に育児休業を取得する場合には、現行では1歳到達日の翌日からのみ取得が可能となっておりますが、今回の改正により夫婦交代による取得、また、子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合は、1歳到達日の翌日からでなくても取得が可能となるなど、要件の柔軟化がなされます。

改正の3点目は、育児休業を原則2回まで取得できるようになることに伴い、再度の育児休業を取得することができる特別の事情から、育児休業により子を養育するための計画の申出に係る要件を削除するものでございます。

この改正は、正規職員及び非常勤職員に関係する改正となりますが、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項ただし書が改正され、育児休業の取得回数の緩和により原則2回まで取得できるようになることから、正規職員及び非常勤職員が再度育児休業を取得する場合の特別な事情から、育児休業等計画書により申し出た場合を削除するものでございます。これにより、今後は計画書の提出は不要となります。このことは、条例第3条関係の改正となります。

以上が今回の改正の概要となります。

最後に、施行日でございますが、人事院規則の施行日に準じ、令和4年10月1日としております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

---

○議長（鈴木勝彦） 日程第6 議案第46号から議案第51号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、議案第46号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第6回）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は歳入歳出それぞれ1億3,260万円を追加し、補正後の予算総額を166億1,574万

8,000円といたすものであります。

8ページをお願いいたします。

債務負担行為補正は、南部ふれあいプラザ耐震診断等業務委託料及び全世代楽習館耐震診断等業務委託料について、新たに期間及び限度額を定めるものであります。

48ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

14款1項1目民生費国庫負担金及び15款1項1目民生費県負担金の低所得者保険料軽減負担金は、令和3年度の負担金の確定及び令和4年度内示額の決定に伴い、減額いたすものであります。

14款2項1目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、6月30日付で追加交付が決定されたことにより増額いたすものであります。

2目民生費国庫補助金の介護報酬改定等システム改修事業費補助金は、令和4年度の補助金の確定に伴い計上いたすもので、子ども・子育て支援交付金、保育対策総合支援事業費補助金、15款2項2目民生費県補助金の地域子ども・子育て支援交付金は、保育園や認定こども園等における新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の実施に伴い、計上いたすものであります。

15款2項1目総務費県補助金の元気な愛知の市町村づくり補助金は、いきいき号循環事業に対する補助金で、県からの事業採択に伴い、計上いたすものであります。

9目教育費県補助金の教育支援体制整備事業費交付金は、幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の実施に伴い、計上いたすものであります。

17款1項3目総務費寄附金の公共施設等整備基金指定寄附金は、杉浦則男様から200万円を御寄附いただいたものであります。

50ページをお願いいたします。

18款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として減額いたすものであります。

19款1項1目繰越金は、前年度繰越金の額の確定に伴い、増額いたすものであります。

52ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

2款1項11目財産管理費は、燃料価格の高騰に伴い、本庁舎の光熱水費を増額いたすものであります。

2款8項1目基金費の公共施設等整備基金積立金は、今回の補正予算の財源調整や寄附金を積み立てるものであります。

54ページをお願いいたします。

3款1項2目地域福祉推進費は、いきいき広場の防犯対策として防犯カメラを設置する工事費を計上いたすものであります。

13目高齢者医療費は、前年度の療養給付費負担金の額の確定に伴い、増額いたすものであります。

16目介護保険事業費及び17目後期高齢者医療事業費は、前年度繰越金の額の確定等により、特別会計への繰出金をそれぞれ減額いたすものであります。

3款2項2目保育サービス費の各事業並びに56ページをお願いいたしまして、3目家庭支援費の9、児童センター事業及び10、放課後児童健全育成事業は、いずれも保育園をはじめとした児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策として、マスクや消毒液等の衛生用品を購入する費用の補助等を行うもので、54ページにお戻りいただきまして、3目家庭支援費の7、みどり学園運営事業は、みどり学園改修工事において園庭門扉設置工事等を増工いたすものであります。

56ページをお願いいたします。

10款2項1目学校管理費及び10款3項1目学校管理費は、燃料価格の高騰に伴い、小・中学校の光熱水費を増額いたすものであります。

58ページをお願いいたします。

10款4項1目幼児教育費は、幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策として、マスクや消毒液等の衛生用品を購入するものであります。

10款5項2目生涯学習機会提供費は、燃料価格の高騰に伴い、地域交流施設の光熱水費を増額いたすほか、女性文化センター空調設備更新工事費及び吉浜公民館空調設備更新工事費の請負額の確定に伴い、工事請負費を減額いたすものであります。

最後に、12款公債費は、市債の利率見直しに伴い、元金及び利子を増減いたすものであります。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、議案第47号 令和4年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）について御説明を申し上げます。

補正予算書の11ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,639万6,000円を追加し、補正後の予算総額を34億4,150万7,000円といたすものであります。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。

68ページをお願いいたします。

歳入の2款1項1目保険給付費等交付金の346万4,000円の増は、療養費の増加に伴う県からの交付金の増加によるものであります。

4款2項1目支払準備基金繰入金の7,848万2,000円の減は、繰越金の額の確定に伴い、国民健康保険支払準備基金からの繰入金を減額いたすものであります。

5款1項1目その他繰越金は、令和3年度の決算額の確定に伴い、1億141万4,000円を増額いたすものであります。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

70ページをお願いいたします。

2款1項3目一般被保険者療養費は、実績に基づき、療養費見込みとして346万4,000円を増額いたすものであります。

5款1項1目支払準備基金積立金は、今回の補正に伴う余剰財源2,293万2,000円を国民健康保険支払準備基金に積み立てるものであります。

説明は以上のお通りであります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、議案第48号 令和4年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

補正予算書の17ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,274万5,000円を増額し、補正後の予算総額を8,920万5,000円とするものでございます。

補正予算説明書78、79ページをお願いいたします。

歳入でございしますが、2款1項1目繰越金5,274万5,000円は、前年度の決算額の確定に伴う補正でございします。

次に、80、81ページをお願いいたします。

歳出でございしますが、2款1項1目予備費の増額は、今回の補正に伴う財源の調整を行うものでございします。

説明は以上でございします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、議案第49号 令和4年度公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の23ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ647万4,000円を追加し、補正後の予算総額を3,675万4,000円といたすものであります。

88ページをお願いいたします。

歳入の2款1項1目繰越金は、前年度繰越金の額の確定に伴い、647万4,000円を増額いたすものであります。

90ページをお願いいたします。

歳出の1款1項1目駐車場管理費の基金積立事業は、前年度繰越金647万4,000円を基金に積み

立てるものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（磯村和志） それでは、議案第50号 令和4年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）について御説明を申し上げます。

補正予算書の29ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定で歳入歳出それぞれ1億51万5,000円を追加し、補正後の予算総額を29億9,885万3,000円といたすものであります。

なお、介護サービス事業勘定につきましては、歳入歳出の総額に変更はなく、32ページの第2表歳入歳出予算補正の総括表のとおり、補正額はゼロ円となっております。

次に、補正予算説明書100ページをお願いいたします。

まず、保険事業勘定の歳入でございますが、4款1項支払基金交付金、7款1項1目一般会計繰入金及び2項1目介護給付費準備基金繰入金は、3年度の実績に伴い減額するもので、102ページの8款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

104ページをお願いいたします。

次に、保険事業勘定の歳出でございますが、2款1項介護サービス等諸費から106ページの4款4項1目審査支払手数料は、いずれも支払基金交付金の減額に伴う財源構成でございます。

108ページをお願いいたします。

5款1項1目介護給付費準備基金積立金は、前年度からの繰越金により3,493万4,000円を積み立てるもので、6款1項3目介護給付費等過年度分返還金は、3年度介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の額の確定に伴う返還金でございます。

116ページをお願いいたします。

次に、介護サービス事業勘定の歳入でございますが、2款1項1目一般会計繰入金は、前年度からの繰越金が生じたことに伴い292万円を減額、3款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、議案第51号 令和4年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について御説明を申し上げます。

補正予算書の35ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ225万円を追加し、補正後の予算総額を5億5,631万円といたすものであります。

続きまして、歳入について申し上げます。

124ページをお願いいたします。

歳入の3款1項1目一般会計繰入金は、前年度繰越金の額の確定に伴う繰入金の精算により、職員給与等繰入金43万2,000円を減額いたすものであります。

4款1項1目繰越金は、令和3年度決算額の確定に伴い、268万2,000円を増額いたすものであります。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

126ページをお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、令和3年度分に係る保険料収入のうち、出納整理期間中に収納し、納付未済となっております225万円を増額いたすものであります。

説明は以上のとおりでございます。よろしく御説明申し上げます。

---

○議長（鈴木勝彦） 日程第7 認定第1号から認定第8号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、認定第1号 令和3年度一般会計歳入歳出決算認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、決算書をお願いいたします。

2ページ、会計別決算総括表をお願いいたします。

一般会計の歳入決算額は181億7,836万9,774円、歳出決算額は172億4,771万6,908円、歳入歳出差引残額は9億3,065万2,866円であります。

196ページの実質収支に関する調書をお願いいたします。

実質収支につきましては、3、歳入歳出差引額から4、翌年度へ繰越すべき財源を差し引いた5、実質収支額は8億7,763万2,866円であります。

続きまして、別冊の主要施策成果説明書をお願いいたします。

10ページ、11ページの款別歳入年度比較表をお願いいたします。

1款市税の収入済額は、11ページ上段のとおり85億7,116万7,305円で、指数は前年度比8.4%減の91.6%、主な減額要因は個人市民税、法人市民税及び固定資産税の減によるものであります。

24ページをお願いいたします。

2款地方譲与税は1億1,078万6,720円で、25ページの3款利子割交付金は522万2,000円、4款配当割交付金は6,415万1,000円、5款株式等譲渡所得割交付金は7,336万5,000円であります。

26ページをお願いいたします。

6款法人事業税交付金は1億1,016万円で、27ページの7款地方消費税交付金は10億9,926万



9,000円であります。

28ページをお願いいたします。

8款環境性能割交付金は1,912万9,988円、9款地方特例交付金は5億1,012万8,000円で、29ページの10款地方交付税の普通交付税は不交付、特別交付税は9,528万7,000円で、11款交通安全対策特別交付金は636万1,000円、12款分担金及び負担金は8,345万15円であります。

30ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料は1億3,951万1,311円で、31ページの14款国庫支出金は41億3,609万1,210円で、前年度比47.0%の減。減の主な要因は、特別定額給付金給付事業費補助金の減によるものであります。

32ページをお願いいたします。

15款県支出金は11億7,749万4,324円で、前年度比3.7%の減。減の主な要因は、新型コロナウイルス感染症対策協力金交付事業費補助金の減によるもので、33ページの16款財産収入は3,986万6,221円であります。

34ページをお願いいたします。

17款寄附金は1億2,226万7,000円で、うちふるさと応援寄附金は、前年度比54.7%増の1億1,640万1,000円であります。

35ページの18款繰入金は3億2,924万9,867円で、財政調整基金繰入金1億938万8,000円、公共施設等整備基金繰入金1億5,480万円が主なもので、19款繰越金は7億855万6,384円であります。

36ページをお願いいたします。

20款諸収入は4億485万6,429円、38ページをお願いし、21款市債は3億7,200万円であります。

39ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

1款議会費は、1億6,784万147円であります。

42ページをお願いいたします。

2款総務費は17億9,224万4,281円で、主な取組といたしましては、60ページをお願いいたします。

みんなでまちづくり事業になりますが、(3)では多文化共生コミュニティセンターを整備したことで、外国人へのサポート体制の強化が図れたとともに、外国人住民と地域住民の交流を通して、互いの文化、習慣を知るきっかけができました。

61ページをお願いいたします。

アシタのたかほま研究事業の(1)がんばる事業者応援事業費補助金では、新型コロナウイルス感染症の影響から地域経済が回復段階に向かう中で、新規顧客の開拓、新商品開発など新たなチャレンジに果敢に取り組む市内事業者の支援を行いました。

65ページをお願いいたします。

I C T推進事業になりますが、（５）テレワークシステムの運用では、新型コロナウイルス感染症対策として職員の在宅勤務が求められる中、セキュリティの高いシステムを構築し、テレワークを推進することができました。

66ページをお願いします。

（７）来庁者削減プロジェクトの取組の実施では、本庁舎及びいきいき広場にテレビ電話を設置するとともに、窓口申請書作成支援システムを整備したことにより、窓口を利用される方の負担軽減を図ることができました。

67ページをお願いいたします。

市制施行50周年記念事業では、徹底した感染対策の下、記念式典のほか高浜市市民会議50（フィフティ）企画事業、市民アイデア事業を多数実施いたしました。いずれの事業も多くの市民の方に参加していただき、高浜市全体で50周年を盛り上げることができました。

102ページをお願いいたします。

3款民生費は79億833万6,747円で、主な取組としましては、118ページをお願いいたします。

地域生活支援事業の（２）では、地域生活支援拠点等を整備したことで、障がいのある方からの相談に関係機関と連携して適切に対応することができました。また、家族の入院等、緊急時の対応についてもスムーズに行うことができました。

129ページをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策支援交付金（社会福祉施設）交付事業では、新型コロナウイルス感染症対策として、市内にある社会福祉施設16か所に対し、1施設当たり20万円の交付金を交付したことにより、福祉サービスの継続と集団感染の予防につながりました。

144ページをお願いいたします。

住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対して1世帯当たり10万円を支給することで、生活、暮らしの支援を行いました。

145ページをお願いいたします。

子育て世帯への臨時特別給付金支給事業では、対象児童1人当たり現金10万円を年内に一括支給したことで、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯への迅速な経済的支援を行うことができました。

151ページをお願いいたします。

小規模保育事業の（３）では、家庭的保育事業から小規模保育事業に移行した施設運営法人に地域型保育給付費を給付するなど、保育ニーズに対応した子育て環境を整備することができました。

167ページをお願いいたします。

4款衛生費は23億101万7,888円で、主な取組としましては、新型コロナウイルス感染症対策推進事業の（1）及び（2）では、市内医療機関での接種機会を確保するとともに、いきいき広場保健センターで集団接種を実施することで、市民が接種場所を選択して接種することができました。

また、168ページの（3）から170ページの（6）まででは、新型コロナワクチンの初回接種及び追加接種を円滑に実施するための体制を整備するとともに、地域で求められる医療の提供と新型コロナワクチン接種の両立を図ることができました。

177ページをお願いいたします。

母子保健事業では、8月の3歳児健診及び5歳児健診からスポットビジョンスクリーナーを活用し、視覚異常の早期発見につながるスクリーニングを実施することができました。

190ページをお願いいたします。

5款労働費は、59万9,300円であります。

191ページの6款農林水産業費は、5,774万3,931円であります。

201ページをお願いいたします。

7款商工費は2億2,299万3,132円で、主な取組としましては、206ページをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策企業支援事業では、二酸化炭素濃度測定器を希望する市内飲食業者に配付し、換気の目安を可視化してこまめな換気を行っていただくことで、新型コロナウイルスの感染拡大の防止を図りました。また、新型コロナウイルス感染症対策企業支援クーポンブック発行事業では、商品の割引やサービスなどの特典などを受けることができるたかはまクーポンブックを発行し、全世帯に配布することで消費喚起につなげ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業者の経営回復を図りました。

210ページをお願いいたします。

8款土木費は13億9,696万752円で、主な取組としましては、215ページをお願いいたします。

市道新設改良事業になりますが、（2）工事請負費では、市道港線をはじめ4路線の道路改良工事を行いました。

223ページをお願いいたします。

公園整備管理事業になりますが、（4）工事請負費では、大清水公園の照明等の更新等を行いました。

229ページをお願いいたします。

9款消防費は5億184万9,319円で、消防団活動の活性化を図ったほか、広域消防事業への経費の支出を行いました。

231ページをお願いします。

10款教育費は21億1,872万2,122円で、主な取組としましては、教育委員会運営事業の（４）では、学校と保護者のパソコンやタブレット、スマートフォンをつなぐ連絡システムを導入したことにより、学校、保護者間の情報共有が迅速となり、両者の利便性の向上につながりました。

238ページをお願いします。

小学校維持管理事業になりますが、（５）工事請負費では、吉浜小学校の旧コンピュータ室普通教室化工事、高取小学校の緊急連絡装置整備工事並びに港小学校の校舎増築工事を行ったほか、吉浜・高取・港・翼小学校の手洗い場の自動水栓化工事を行うなど、教育学習環境の向上を図りました。

245ページをお願いいたします。

中学校維持管理事業になりますが、（５）工事請負費では、高浜中学校のプール改修工事、高浜中学校のトイレ改修工事並びに両中学校の手洗い場の自動水栓化工事を行うなど、教育学習環境の向上を図りました。

268ページをお願いします。

生涯スポーツ推進事業になりますが、（４）では体育センターの解体工事を行いました。

269ページの12款公債費は、元金、利子合わせて7億7,888万1,289円でありました。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 暫時休憩します。再開は11時15分。

午前11時3分休憩

---

午前11時14分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、認定第2号 令和3年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

主要施策成果説明書により御説明をさせていただきます。

273ページをお願いいたします。

令和3年度末現在における国民健康保険の加入者の状況は、加入世帯数が4,750世帯、加入者数が7,358人、加入率が14.9%となっております。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

274ページをお願いいたします。

1 款国民健康保険税は8億3,316万8,523円で、前年度と比較し、1.7%減となっております。収納率は83.9%、収納率の内訳として273ページにお戻りいただき、下の表に記載のとおり、現年度課税分は92.9%、滞納繰越分は38.6%となっております。

再び274ページをお願いいたします。

2 款県支出金は22億4,382万3,545円で、保険給付費等交付金であります。

3 款財産収入は42万3,142円で、国民健康保険支払準備基金利子であります。

4 款繰入金は、職員給与費等繰入金及び保険基盤安定繰入金等の一般会計からの繰入金で、5 款繰越金は、前年度繰越金であります。

6 款諸収入は、延滞金が主なものであります。

7 款国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応分として災害等臨時特例補助金を受け入れたものであります。

以上、歳入決算総額は34億5,311万8,812円で、前年度と比較し、4.4%増となっております。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

歳出決算総額は33億5,170万3,356円で、前年度と比較し、3.2%増となっております。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

276ページをお願いいたします。

1 款総務費は1億1,160万3,501円で、職員の人件費をはじめ、国民健康保険事業の運営に要する経費であります。

279ページをお願いいたします。

2 款保険給付費は21億4,719万1,027円で、一般被保険者療養給付費として18億5,609万4,598円を支出したほか、281ページの高額療養費、282ページの出産育児一時金、葬祭費などを支出しております。

283ページをお願いいたします。

3 款国民健康保険事業費納付金は10億5,254万7,066円で、被保険者の保険給付費等に必要な納付金を愛知県に支払っております。

284ページをお願いいたします。

4 款保健事業費は3,244万120円で、特定健康診査等事業をはじめ、285ページの診療報酬明細書（レセプト）点検事業、健康診査費用助成事業、286ページの国保ヘルスアップ事業を実施し、被保険者の健康保持・増進のための保健事業を推進いたしました。

287ページをお願いいたします。

5 款基金積立金は42万3,142円で、令和3年度末の国民健康保険支払準備基金の残高は3億2,844万563円となっております。

288ページをお願いいたします。

7 款諸支出金は749万8,500円で、主なものは過年度分の保険税還付金及び新型コロナウイルス感染症対応分に係る過年度補助金等の精算に伴う返還金であります。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、認定第3号 令和3年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

説明につきましては、主要施策成果説明書で説明をさせていただきます。

292ページをお願いいたします。

歳入総額は5,584万402円で、予算現額に対する割合は100%で、前年度対比では97.3%でございます。歳出総額は309万3,431円で、予算現額に対する割合は5.5%で、前年度対比では48.8%で、歳入歳出差引額は5,274万6,971円でございます。

歳入でございますが、1款財産収入475万2,163円は、土地開発基金所有地の財産貸付収入、本会計所有地の不動産貸付収入及び土地売払収入2件でございます。

2款繰越金5,107万5,011円は、前年度の決算収支の差額を繰り越したものでございます。

294ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、1款土地取得費309万3,431円は保有地の草刈り、準用河川の用地取得などでございます。

説明は以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、認定第4号 令和3年度公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

主要施策成果説明書の298ページ、299ページをお願いいたします。

歳入決算額は上段の表、合計のとおり9,289万496円で、歳出決算額は下段の表、合計のとおり8,641万5,213円であります。

上段の表の歳入について申し上げます。

1款使用料及び手数料の収入済額は2,845万1,900円で、指数は前年度と比較して7.9%の増の107.9%、回数券の販売収入及び現金売上げの増が主な要因であります。

2款繰越金は6,385万3,586円で、前年度の令和2年度からの繰越金であります。

次に、下段の表の歳出について申し上げます。

1款駐車場費は8,641万5,213円で、主な内容としましては、300ページをお願いいたします。

(3) 委託では、三高駅西駐車場の使用料の収納業務や建物、設備の維持管理業務を指定管理者に委託し、利用者の利便性の向上を図ったほか、高浜市公共駐車場施設整備基金に積立てを行いました。

説明は以上のとおりでございます。よろしく御願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（磯村和志） それでは、認定第5号 令和3年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出

決算認定について御説明を申し上げます。

主要施策成果説明書により説明をさせていただきますので、305ページをお願いいたします。

初めに、保険事業勘定について御説明申し上げます。

歳入決算額は29億7,659万2,140円、歳出決算額は28億745万285円で、歳入歳出差引額は1億6,914万1,855円となっております。令和3年度末の第1号被保険者数は、前年度末と比較しまして51人増の9,448人、要介護・要支援の認定者数につきましては、前年度末と比較しまして14人増の1,660人となっております。

306ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1款保険料は6億6,678万8,768円で、前年度対比3.0%の増となっております。徴収率は、前年度と比較して0.5ポイント増の97.4%でございます。

次に、2款使用料及び手数料は、宅老所の使用料が主なものでございます。

3款国庫支出金は6億5,293万3,434円で、介護給付費に対する国の負担分と普通調整交付金並びに地域支援事業に対する交付金でございます。

4款支払基金交付金は7億4,299万5,385円で、第2号被保険者負担分として社会保険診療報酬支払基金から交付されたものであります。

5款県支出金は4億1,165万8,949円で、介護給付費に対する県の負担分と地域支援事業に対する交付金でございます。

6款財産収入は介護給付費準備基金の利子、7款繰入金は一般会計からの繰入金でございます。

8款繰越金は前年度からの繰越金、9款諸収入は居宅介護支援券に係る本人負担分が主なものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

308ページをお願いいたします。

1款総務費5,154万3,023円は、介護保険事業運営に係る職員の人件費のほか、介護認定審査会、介護認定調査及び介護保険審議会に係る経費が主なものでございます。

311ページをお願いいたします。

2款保険給付費は26億1,718万4,089円で、居宅介護サービス、地域密着型介護サービス、施設介護サービスのほか、介護予防サービスなどの給付費を支出いたしております。

319ページをお願いいたします。

3款保健福祉事業費は471万856円で、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止を図るため、居宅介護用品等の給付及び住宅改修費の補助を行いました。

続きまして、320ページからの4款地域支援事業費1億1,796万5,448円は、総合事業である介護予防・生活支援サービス事業及び生涯現役のまちづくり事業をはじめとした一般介護予防事業、また、地域包括支援センター運営事業に係る経費が主なものでございます。

335ページをお願いいたします。

5 款基金積立金27万3,060円は介護給付費準備基金への積立て、6 款諸支出金1,577万3,809円は国及び県に対する介護給付費負担金の過年度返還金が主なものでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定について御説明申し上げます。

339ページをお願いいたします。

歳入決算額は6,252万6,343円、歳出決算額は5,960万4,987円で、歳入歳出差引額は292万1,356円となっております。

340ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1 款使用料及び手数料の1,105万1,456円は、介護予防サービス計画の作成に係る手数料収入でございます。

2 款繰入金は一般会計からの繰入金、3 款繰越金は前年度からの繰越金でございます。

342ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、1 款サービス事業費は5,960万4,987円で、地域包括支援センターの運営に係る職員の人件費のほか、居宅介護支援事業所に対する介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント事業の委託料が主なものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、認定第6号 令和3年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

主要施策成果説明書により御説明をさせていただきます。

345ページをお願いいたします。

令和3年度末現在における後期高齢者医療被保険者の状況は、65歳以上75歳未満の障がいのある方が191人、75歳以上の方が4,763人、合わせて4,954人となっており、前年度と比較して30人増加しております。

346ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明を申し上げます。

1 款後期高齢者医療保険料は4億4,235万6,440円で、前年度比0.3%増となっております。

349ページをお願いいたします。

保険料の収納率は99.2%となっております。収納率の内訳として、特別徴収保険料の現年度分は100%、普通徴収保険料の現年度分は99.1%、普通徴収保険料の滞納繰越分は52.5%となっております。

346ページにお戻りいただき、3 款繰入金は1億31万1,424円で、職員給与費等繰入金及び保険基盤安定繰入金を一般会計から繰り入れております。



4 款繰越金は、前年度繰越金であります。

5 款諸収入は、過年度分に係る保険料還付金が主なものであります。

以上、歳入決算総額は 5 億 5,042 万 2,127 円で、前年度比 0.1% 減となっております。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

歳出決算総額は 5 億 4,273 万 9,753 円で、前年度比 0.2% 減となっております。

歳出の主なものを申し上げます。

348 ページをお願いいたします。

1 款総務費は 2,727 万 8,089 円で、職員の人件費をはじめ、後期高齢者医療推進等に係る経費であります。

350 ページをお願いいたします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は 5 億 1,488 万 6,064 円で、後期高齢者医療保険料として 4 億 4,139 万 8,640 円、後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金として 7,348 万 7,424 円を愛知県後期高齢者医療広域連合へ納付しております。

351 ページをお願いいたします。

3 款諸支出金は 57 万 5,600 円で、過年度分に係る保険料還付金等であります。

説明は以上のとおりとなります。よろしく御説明申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、認定第 7 号 令和 3 年度高浜市水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

別冊の水道事業会計決算書をお願いいたします。

なお、決算書のうち、6 ページから 9 ページまでと 24 ページから 29 ページまでに記載する金額は消費税を含んだ金額で表示し、その他の財務諸表は消費税を除いた金額で表示させていただいております。

6、7 ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございますが、第 1 款水道事業収益の決算額は 9 億 4,471 万 4,483 円であり、内訳につきましては、第 1 項営業収益 8 億 7,397 万 1,925 円で、この主な収入は水道料金収入でございます。第 2 項営業外費用は、7,074 万 2,558 円でございます。

次に、支出でございますが、第 1 款水道事業費用の決算額は、7 億 7,432 万 2,011 円となりました。

内訳としまして、第 1 項営業費用は 7 億 5,558 万 1,342 円で、主なものは受水費、委託料、動力費及び減価償却費でございます。第 2 項営業外費用は、1,874 万 669 円でございます。

続きまして、8、9 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございますが、第 1 款資本的収入は 8,219 万 9,836 円で、内訳は、第 1 項

企業債は2,000万円、第3項負担金は6,219万9,836円でございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出の決算額は3億8,925万1,231円で、内訳は、第1項建設改良費は3億3,246万5,430円、第2項企業債償還金5,678万5,801円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億705万1,395円は、当年度分消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補填いたしております。

次に、10ページをお願いいたします。

損益計算書であります。本年度の純利益は1億4,269万7,191円となりました。

12、13ページをお願いいたします。

令和3年度の剰余金計算書でございます。中段の処分後残高は前年度末残高から前年度処分額を加味したもので、資本金は36億3,907万8,119円、剰余金の利益剰余金は減債積立金、建設改良積立金、未処分利益剰余金があり、利益剰余金合計は1億3,338万4,421円、資本合計は37億7,246万2,540円でございます。

最下段になりますが、これに当年度変動額を加味した当年度末残高は、資本金が36億3,907万8,119円、剰余金の利益剰余金合計は2億7,608万1,612円、資本合計は39億1,515万9,731円でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、認定第8号 令和3年度高浜市下水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

別冊の下水道事業会計決算書をお願いいたします。

なお、決算書のうち、4ページから7ページまでと20ページから25ページまでに記載する金額は消費税を含んだ金額で表示し、その他の財務諸表は消費税を除いた金額で表示させていただいております。

4、5ページをお願いいたします。

収益的収入の決算額は9億8,570万2,427円であり、内訳は、第1項営業収益4億3,105万4,138円、第2項営業外収益5億5,464万8,289円でございます。

収益的支出の決算額は8億9,946万5,175円であり、内訳は、第1項営業費用7億8,692万7,478円、第2項営業外費用1億1,253万7,697円でございます。

6、7ページをお願いいたします。

資本的収入の決算額は、12億5,371万5,610円でございます。内訳は、第1項企業債5億6,830万円、第2項他会計出資金4億2,239万3,000円、第5項国庫補助金2億850万円、第7項負担金は5,452万2,610円でございます。

次に、資本的支出の決算額は、16億7,789万4,119円でございます。内訳は、第1項建設改良費

11億6,742万4,409円、第3項企業債償還金5億1,046万9,710円でございます。

8ページをお願いいたします。

損益計算書であります。

営業収支は3億6,244万2,166円の営業損失となり、営業外収益と営業外費用を加味した経常収支は1,652万5,286円の利益となり、よって本年度の純利益は1,652万5,286円となりました。

10、11ページをお願いいたします。

令和3年度の剰余金計算書でございます。

当年度変動額は、他会計出資金の受入れ4億2,239万3,000円、未処分利益剰余金1,652万5,286円となっており、当年度末残高は、資本金が29億2,651万9,178円、繰越利益剰余金2,238万3,071円を加えた剰余金の利益剰余金合計は3,890万8,357円となり、資本合計は29億6,542万7,535円でございます。

説明は以上となります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） ここで、監査委員に、令和3年度各会計決算認定について審査報告をお願いいたします。

代表監査委員。

[代表監査委員 伴野義雄 登壇]

○代表監査委員（伴野義雄） それでは、令和3年度高浜市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況並びに水道事業会計及び下水道事業会計の決算に対する審査の結果について御報告申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、高浜市長より審査に付されました高浜市一般会計歳入歳出決算並びに国民健康保険事業、土地取得費、公共駐車場事業、介護保険及び後期高齢者医療の5つの特別会計の歳入歳出決算についての審査を行いました。

審査に際しましては、関係諸帳簿及び証拠書類等を照合するとともに、関係職員の説明を聴取し、併せて例月出納検査及び定期監査の結果を参考とし、計数の正確性、予算の執行の適否、効果等について審査を行いました。その結果、各会計の決算書及び附属書類等はいずれも関係法令の規定に準拠して作成されており、その内容は関係書類と符合し、適正に表示され、計数も正確であると認められました。

また、地方自治法第241条第5項の規定に基づく基金運用状況の審査につきましては、高浜市土地開発基金の運用状況並びに計数の正確性について審査を行いました。その結果は、基金の設置目的に沿った運用がなされており、その計数も正確でありました。

次に、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく審査としまして、水道事業会計及び下水道事業会計の決算について審査を行いました。その結果、決算諸表及び附属書類は関係法令に準拠して作成されており、その内容、計数とも誤りなく、経営成績及び財政状況を適正に表示されて

いるものと認められました。

これら審査の内容の詳細につきましては、例月出納検査及び定期監査について、その結果を議長に御報告申し上げるとともに、令和3年度決算審査意見書を配付させていただいておりますので、御参照していただければと存じます。

以上により、高浜市長より審査に付されました各会計の決算及び基金運用状況審査の決算審査の報告とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

〔代表監査委員 伴野義雄 降壇〕

---

○議長（鈴木勝彦） 日程第8 報告第7号 令和3年度健全化判断比率及び公営企業資金不足比率についてを議題といたします。

報告、説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、報告第7号 令和3年度健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について御説明を申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について、監査委員の審査意見書を付して御報告をさせていただくものであります。

1枚跳ねていただきまして、同法第3条第1項の規定による健全化判断比率は、早期健全化計画の策定などが義務づけられる早期健全化基準を4指標とも下回っており、健全な水準となっております。

各指標について御説明させていただきます。

実質赤字比率は、算定上、一般会計等の実質収支額が黒字となったことから、実質赤字比率はなく、バー表示となっております。連結実質赤字比率は、算定上、実質赤字額及び資金不足額はなく、黒字となったことから、連結実質赤字比率はなく、バー表示となっております。実質公債費比率は0.4%で、前年度の令和2年度と比較して0.5ポイントのプラスとなっております。将来負担比率は、算定上、将来負担額が大幅に減少したことから、将来負担比率はなく、バー表示となっております。

続きまして、公営企業資金不足比率でございます。

水道事業会計及び下水道事業会計は、共に資金不足額が発生しなかったため、資金不足比率はなく、バー表示となっております。

説明は以上のとおりでございます。よろしく御願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） ここで、監査委員に、報告第7号 令和3年度健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について監査報告をお願いいたします。

代表監査委員。

○代表監査委員（伴野義雄） それでは、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の審査の結果について御報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、高浜市長より審査に付されました令和3年度決算に基づく高浜市の健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について審査を行いました。

審査に際しましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、算定された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類を確認し、各比率が適正に算定されているかなどを中心に審査を行いました。

その結果、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されており、健全化判断比率は国が示す早期健全化基準及び財政再生基準を下回っていることを確認しました。

また、公営企業資金不足比率につきましても、水道事業及び下水道事業ともに資金不足はないことを確認しました。

以上で、令和3年度決算に基づく高浜市の健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の審査の報告とさせていただきます。

○議長（鈴木勝彦） ただいまの報告第7号は報告事項でございますので、御了承をお願いいたします。

---

○議長（鈴木勝彦） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

再開は9月6日午前10時であります。

本日はこれをもって散会といたします。御協力ありがとうございました。

午前11時52分散会

---